

裁 決 書

審査請求人

平成24年12月31日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

が平成24年11月5日付けで審査請求人に対し行った生活保護廃止処分は、これを取り消す。

事 実

札幌市豊平区保健福祉部長（以下「処分庁」という。）は、平成24年11月5日、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第62条第3項の規定による生活保護廃止処分（以下「原処分」という。）を行った。

請求人は、原処分を不服として、平成24年12月31日、北海道知事に審査請求を行った。

請 求 の 要 旨

請求人は、原処分の取消しを求めて、次のとおり主張しているものと解される。

生活保護受給中の収入を申告していなかったが、返還すれば足りるとの認識しかなく、故意に不正受給をするつもりはなかったので、生活保護が受けられなくなることに不服である。

裁 決 の 理 由

1 認定事実

- (1) [Redacted]
- (2) [Redacted]
- (3) [Redacted]
- (4) [Redacted]
- (5) [Redacted]

[REDACTED]

(6) [REDACTED]

(7) [REDACTED]

(8) [REDACTED]

(9) [REDACTED]

(10) [REDACTED]

(11) [REDACTED]

(12) [REDACTED]

(13) [REDACTED]

(14) [REDACTED]

(15) [REDACTED]

2. 判断

(1) 法の規定等について

ア 法は、保護の決定及び実施を適正に行う必要があることから、被保護者に対し、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき等について速やかに届け出る義務を課しており（法第61条）、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる（法第78条）。

イ また、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができるとされている（法第27条第1項）。

ウ 被保護者は、保護の実施機関から指導又は指示を受けたときは、これに従わなければならないものとされており、保護の実施機関は、被保護者がこの義務に違反したときは、あらかじめ被保護者に対して弁明の機会を与えた上で、保護の変更、停止又は廃止をすることができるとされている（法第62条第1項、第3項及び第4項）。

エ 法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者（これによりがたい場合は、当該世帯主）に対して行うことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行うこととされている（生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第11の2(4)）。

オ 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第11の問1は、被保護者が文書による法第27条の指導指示に従わない場合における保護の変更、停止又は廃止の適用についての基準を定めており、次のいずれかに該当する場合には保護を廃止することとしているが、当該被保護者の状況によりなお効果が期待されるときは、当該処分を行うに先立ち、再度、法第27条による指導指示を文書で行うこととされている。

(ア) 最近1年以内において当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき。

(イ) 法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(ウ) 保護の停止を行うことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。

(2) 原処分について

ア 請求人は、収入の申告漏れについては、故意によるものではなく、後に保護費を返還すれば足りる旨主張しているが、と同一世帯であった過去にも収入の未申告があり、当該世帯が法第78条に基づく費用徴収の対象となるとともに法第27条に基づく文書による指導指示を受けており、請求人は、本件給与収入について、適切に申告を行う必要があることを十分自覚していたにもかかわらず申告を行わなかったのであるから、請求人の主張は採用できず、前記(1)オ(イ)に該当する場合として請求人の保護を廃止するとした処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

イ しかしながら、原処分に係る通知書には、処分理由として「生活保護法第62条3項収入申告指示違反」とのみ記載されており、ほかに処分理由が示された事実は認められない。

原処分が不利益処分であることを踏まえると、原処分の通知書に付記すべき理由としては、行政手続法（平成5年法律第88号）第14条第1項の規定により、いかなる事実関係に基づき、

いかなる法規を適用して保護を廃止したかを請求人においてその記載自体から了知しうるものでなければならぬところ、本件にあつては、法第62条第3項に該当する収入申告指示違反があつたことを付記するのみで、いかなる事実関係を認定して判断したがについて具体的な記載がなく、請求人は当該規定の適用の基礎となつた事実関係を当然には知り得ないことから、行政手続法第14条第1項の定める理由付記の要件を欠くものというほかなく、原処分には瑕疵があり、取消しを免れない。

よつて、主文のとおり裁決する。

平成28年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

